

## 植樹の参加者募集

産業経済課 林業・森林再生推進グループ ☎ 27-2419

胆振東部地震で被災した東和地区の町有林で行う植樹の参加者を募集します。

<b>開催日</b> 6月11日(日)	<b>持ち物</b> 作業しやすい服装、長靴、軍手、タオル、飲料など
<b>場所</b> 東和地区・町有林内	<b>申し込み</b> 6月7日(水)までに電話で申し込んでください。
<b>集合時間・場所</b> 8時30分までに役場別館横の職員駐車場に集合 ※現地まで小型マイクロバスなどで移動します。	

## 緑化推進等補助

厚真町森林愛護組合連合会事務局 ☎ 27-2419  
(産業経済課 林業・森林再生推進グループ内)

町内での緑化や森林と人との関係づくりに係る費用の一部を助成しています。

緑化推進事業	森づくり活動助成事業
▷町民が目にすることができる場所に緑化木を植栽する際の苗木代や資材費を助成します。	▷他の補助金を活用しない森林整備や環境教育プログラムなどに使用する資材費などを助成します。
<b>対象</b> 町民・町内の団体	<b>対象</b> 町民・町内の団体
<b>補助金額</b> 1件5万円以内	<b>補助金額</b> 1件5万円以内
<b>募集期間</b> 10月31日(火)まで	<b>募集期間</b> 12月29日(金)まで

## 結婚新生活支援補助金

住民課 子育て支援グループ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯に新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

<b>対象世帯</b> 次の要件をすべて満たす世帯 ・令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯 ・夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下の世帯 ・町内に住民票がある世帯 ・新婚世帯の令和4年分の所得の合計が500万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除した額) ・市町村民税などに滞納がない世帯 ・過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯	<b>助成額</b> ・夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 ・それ以外の世帯 上限30万円
<b>対象経費</b> 令和5年4月1日～令和6年3月31日に係る次の経費 ・新規の住宅購入費用 ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料) ・結婚に伴う引越費用 ・住宅のリフォーム費用 ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合は手当て分は補助対象外	<b>申込期限</b> 令和6年3月29日(金) ※令和6年1月以降に手続きされる場合は、事前に連絡をお願いします。
	<b>提出書類</b> ・補助金申請書(町ホームページからダウンロードできます) ・戸籍謄本または婚姻証明書 ・夫婦の令和4年分の所得証明書 ・世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類 ・売買または賃貸の場合は契約書 ・領収書等支払金額の分かる書類 ・住宅手当等支給証明書(対象者のみ) ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類(対象者のみ)

## まき用の丸太を販売

産業経済課 林業・森林再生推進グループ ☎ 27-2419

厚真町環境保全林を整備した際に伐倒したカラマツやナラなどの丸太を販売します。

<b>販売日</b> 6月18日(日) 9時から	<b>販売対象者</b> 町内に在住し、家庭用に丸太を使う方
<b>集合場所</b> 9時までにフォーラムビレッジ入口 古民家前駐車場に集合してください。	<b>申し込み締切</b> 6月9日(金)
<b>販売場所</b> 環境保全林内	<b>その他</b> ・購入希望者は事前に電話で申し込みが必要です。 ・丸太の運搬はご自身でお願いします。
<b>販売数量</b> 長さ約1.2mの丸太を51山(1山1㎡程度)	

## 起業化支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

<b>対象者</b> ・町内で起業を予定している方 ・起業して3年未満の方 ※その他の要件あり	<b>補助率</b> 2分の1以内
<b>補助対象事業と対象経費</b> ①新規開業支援事業 対象事業 起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※上限に達しない場合は②に申請可能 対象経費 報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等 ②事業化支援事業 対象事業 安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年 対象経費 報償費、旅費、役務費、委託費、需用費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費等	<b>補助限度額</b> 200万円(空き店舗を活用する場合は250万円) <b>申込期限</b> 1期…5月15日(月) 2期…8月15日(火) 3期…11月15日(水) 4期…令和6年2月15日(木) ※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。
※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。	
<b>補助金の交付対象期間の終期</b> 起業した日から3年後の応当日の前日まで	

## 民間共同住宅等建設促進補助事業

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

民間アパート等の建設にかかる費用の一部を補助します。

### 対象

新たに町内の市街化区域内に民間アパート等を建設する方(法人・個人)

### 受付期間

7月31日(月)まで  
※複数の交付希望者がある場合は抽選により決定(町内在住の方を優先)

### 補助額

1LDK…1戸当たり120万円  
2LDK…1戸当たり130万円  
3LDK以上…1戸当たり150万円  
※1棟当たり上限金額は960万円  
※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限として増額

## 商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486  
町商工会 ☎ 27-2456

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

### 対象者

町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない次の商工業者  
・個人事業者…町内に住所を有している方  
・法人…町内に事業所等を有している中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)

※その他の要件あり

### 補助対象事業と補助額

#### ①経営強化促進補助金

内容	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ・施設の増改築または改修事業 ・新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ・ICT化事業 ・新分野事業への拡大事業
補助額	資本金1,000万円以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1(上限200万円)

#### ②雇用拡大奨励金

内容	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	1人につき30万円(1年度につき2人まで)

#### ③職住近接奨励金

内容	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	3分の2以内(1人につき20万円まで)

### 申込期限

①経営強化促進補助金  
1期…5月15日(月)  
2期…8月15日(火)  
3期…11月15日(水)  
4期…令和6年2月15日(木)

②雇用拡大奨励金  
③職住近接奨励金 ) 随時受付

### 申込先

町商工会 ☎27-2456  
※その他の要件等、詳細は町商工会までお問い合わせください。

## 地域再生コミュニティ活動支援

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

地域コミュニティの再構築や共助・互助の促進活動に補助金を交付します。

### 対象者

・自治会  
・実行委員会などの共通目的を持った団体・組織  
・その他町長が認めた団体・組織など

### 補助対象

高齢者や人口減少などにより、継続が難しくなった「除雪」「草取り」「ごみ出し」などに関わる地域の課題を共助・互助により、解決に取り組もうとする活動

例) 高齢者支援、空き家対策、防犯・防災対策など

### 対象とならない活動

①活動実績が把握できない団体が実施する活動  
②団体の単独事業ですでに着手しており、単に財源の補てんとみなされる活動  
③他の補助金の交付を受けている活動など

### 補助対象経費および補助額

補助対象額の総額から補助事業の実施に係る収入源を控除した額で、上限30万円(1万円未満切り捨て)

### 補助対象外経費等

①報償費、食糧費、旅費、交際費および公租公課費  
②団体の経常的な維持管理費などに係る経費  
③パソコンなどの汎用品、リースなどによる対応が可能な機械などの備品費など

## 障がい者の方の軽自動車税減免

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車は申告で減免になる場合があります。

### 対象

①障がい者本人または精神障がい者および18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合  
②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合  
※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。

※減免は普通自動車などを含め、障がい者1人につき1台に限ります。

### 減免となる税額

原則全額

### 申請期間

5月31日(水)まで

### 必要書類

①減免申請書  
②運転免許証  
③自動車検査証  
④軽自動車税納税通知書  
⑤通知カードまたはマイナンバーカード  
⑥次の(ア)~(イ)のうちいずれか1点  
(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳  
(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳  
※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などがが必要です。  
※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。

## 水質検査結果・水質検査計画の公表

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

町内で供給している水道水について、町は令和4年度の水質検査結果をまとめました。

水質検査成績書では、町内の水道水は、一般細菌や大腸菌も検出されず、味や臭気にも異常がないことが確認されました。

詳しい検査結果と令和5年度の水質検査計画は、町ホームページをご覧ください。



## 運転免許返納・安全運転相談窓口

苫小牧警察署 交通第一課企画係 ☎ 0144-35-0110  
苫小牧警察署厚真駐在所 ☎ 27-2510

運転免許証の自主返納を考えている方を対象に、免許返納および安全運転相談の臨時窓口を開設します。

**日時** 6月16日(金) 13時～15時

**場所** 厚真駐在所(厚真町京町31番地)

### 持ち物

運転免許証

※免許証を自主返納する方は、運転経歴証明書  
の申請も可能です。運転経歴証明書を申請す  
る場合は、6カ月以内に撮影した写真(縦3cm  
×横2.4cm)と北海道収入証紙1,100円(交付手  
数料、JAとまこまい広域厚真支所で購入可能)  
が必要です。

### その他

自主返納をご希望の方は、事前に苫小牧警察署または  
厚真駐在所に連絡をお願いします。

なお、運転免許証の返納後は、車の運転はできません  
のでご注意ください。

## 安全運転後付け装置ペダル踏み間違い支援装置整備費補助

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢運転者に安全運転後付け装置ペダル踏み間違い支援装置整備費の一部を補助します。

### 対象者

次の要件をすべて満たす個人の方

- ・町内に住所のある満70歳以上の方
- ・自動車運転免許証を保有している方
- ・町税等を滞納していない方

### 補助対象経費

後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置の  
整備費用  
※自ら使用する自己(個人)所有の車両  
※各年度4月1日以降に後付け装置を町内の事業所  
で整備した車両

### 補助金額

上限3万円  
※1人につき1台(回)限り

## 高齢者大学新入生募集

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

高齢者が自ら社会参加し、知識と教養を高めながら、生きがいをつくる「高齢者大学」を開校します。

### 期間

令和5年5月～令和6年3月までの全11回(予定)

### 場所

総合福祉センター ほか

### 会費

年会費無料  
(※一部、実費負担があります)

### 受講資格

町内に居住する65歳以上の方、または老人クラブ  
加入者

### 講座内容

高齢者福祉に関することやレクリエーションなど

※不明な点は、住民課福祉グループまでご連絡くだ  
さい。

※新型コロナウイルス感染症の状況により内容を変  
更する場合があります。